

証券コード 6411
2023年3月7日
(電子提供措置の開始日2023年3月7日)

株 主 各 位

東京都港区芝浦二丁目15番4号
中野冷機株式会社
代表取締役社長 山 木 功

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第77回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://nakano-reiki.com/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認下さいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、インターネット又は書面により事前の議決権行使をいただき、株主様のご健康状態や状況に鑑み、株主総会当日のご来場のご判断をお願い申し上げます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2023年3月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいませようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦二丁目15番4号
当社本店 6階会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第77期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。
- (3) 議決権行使書面又はインターネットにより議決権を行使された後、株主総会に出席される場合は、当日の株主総会会場での議決権行使を有効なものとしたします。
- (4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎議案に対し十分な検討期間を確保することができるよう、招集ご通知は株主総会の3週間前に発送しました。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。



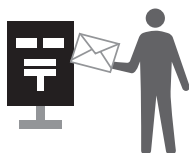
株主総会へのご出席

株主総会
日時

2023年3月29日（水曜日）
午前10時



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。また、議事資料として、本冊子をご持参下さいますようお願い申し上げます。



郵送

行使期限

2023年3月28日（火曜日）
午後5時30分必着



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、折り返しご送付下さい。

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書

中野信輔株式会社 様
株主番号

議決権行使股数

お

ここに議案の
賛否をご記入下さい。

議案	第1号議案	第2号議案 (下の候補者を除く)
賛否表示欄	賛	賛
	否	否

※上記は議決権行使書のイメージとなります。

第1号議案

賛成の場合 ▶ 賛 に○印
反対の場合 ▶ 否 に○印

第2号議案

全員賛成の場合 ▶ 賛 に○印
全員反対の場合 ▶ 否 に○印

一部候補者に賛成の場合
▶ 否 に○印をし、賛成する候補者番号を記入

一部候補者に反対の場合
▶ 賛 に○印をし、反対する候補者番号を記入



インターネット

行使期限

2023年3月28日（火曜日）午後5時30分まで

パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照下さい。

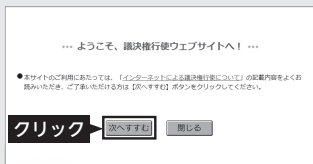
インターネットによる議決権行使のご案内

■ 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.tosyodai54.net>

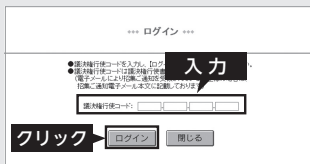


1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



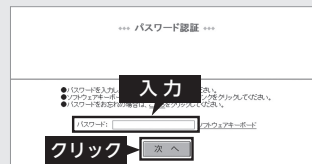
「次へすすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「パスワード」を入力
「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

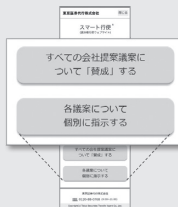
■ スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

● 議決権行使プラットフォームによる議決権行使のご案内～機関投資家の皆様へ～

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。
- ※ パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承下さい。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承下さい。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせ下さいませようお願いします。

東京証券代行株式会社

0120-88-0768

(受付時間：午前9時～午後9時)

第77期事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年1月1日～2022年12月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス蔓延下においても行動制限が課されないなど政府による感染症対策により景気は緩やかに回復基調にありました。しかしながら、資源価格高騰や円安による物価上昇、世界的な金融引き締め政策やウクライナ情勢の長期化などによる不安定な国際情勢によって、国内及び世界経済の回復ペースが鈍化し、先行き不透明な状況が続いております。

このような中、2023年度を最終年度とする「中長期経営計画N-ExT 2023」は4年目を迎え、当社グループは「冷やす」技術をもとに最良の製品・サービスを生み出し、顧客と共に新しい課題に取り組むことで社会に貢献することをコンセプトに本計画を実行しております。

当連結会計年度の当社グループの業績は、当社グループの主要顧客であるスーパーマーケット、コンビニエンス・ストア向け売上については、原材料価格高騰や光熱費高騰などによる設備投資の抑制及び改装需要が一段落したこと、また、半導体の供給不足による生産活動の制約などにより昨年の実績を下回りました。物流センター等の大型物件向け売上についてはネットスーパーの普及などにより堅調に推移し、昨年の実績を上回りました。

中国における売上については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う上海市の都市封鎖（ロックダウン）の解除後も、政府のゼロコロナ政策継続による行動制限などによる先行き不透明感から小売店が投資を抑制していることなどの影響により、昨年の実績を下回りました。

利益については、国内は原材料価格や光熱費の高騰に対して販売価格への転嫁が進まなかったこと、顧客の設備投資の抑制、工場操業度の低下などが響き、前年同期に比べて減益となりました。中国においても新型コロナウイルスの感染拡大に伴い小売店が投資を抑制していることなどの影響などにより前年同期に比べて減益となりました。

その結果、売上高は275億34百万円（前期比50億72百万円、15.6%減）、経常利益は10億11百万円（前期比10億42百万円、50.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億50百万円（前期比6億55百万円、46.6%減）となりました。

「中長期経営計画N-ExT 2023」に基づく事業分野別売上高は次のとおりであります。

単位：百万円（百万円未満切捨て）

事業区分	2021年度売上高	構成比 (%)	2022年度売上高	構成比 (%)	対前期比 (%)
ショーケース・倉庫事業	25,509	78.2	21,151	76.8	△17.1
メンテナンス事業	4,323	13.3	4,796	17.4	11.0
海外事業	2,774	8.5	1,586	5.8	△42.8
合計	32,606	100.0	27,534	100.0	△15.6

なお、当社グループの事業は食品店舗向けの冷凍・冷蔵ショーケース等の製造・販売並びにこれらの付随業務からなる単一セグメントであるため、セグメント情報の記載をしておりますが、所在地別の業績の概況は次のとおりであります。

① 日本

国内の売上高は、当社グループの主要顧客であるスーパーマーケット、コンビニエンス・ストア向け売上については、原材料価格高騰や光熱費高騰などによる設備投資の抑制及び改装需要が一段落したことにより昨年の実績を下回りましたが、物流センター等の大型物件向け売上についてはネットスーパーの普及などにより堅調に推移し、昨年の実績を上回りました。

その結果、259億48百万円（前期比38億84百万円、13.0%減）となり、営業利益は11億12百万円（前期比8億39百万円、43.0%減）となりました。

② 中国

中国の売上高は、中国国内において新型コロナウイルスの感染拡大に伴い小売店が投資を抑制していることなどの影響により、昨年の実績を下回ることとなりました。売上高は17億76百万円（前期比11億51百万円、39.3%減）となりましたが、利益の面では厳しい状況となり営業損失は2億5百万円（前年同期は12百万円の営業損失）となりました。

2. 設備投資及び資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資額は3億86百万円（建設仮勘定を含む。）であり、主として生産設備の更新及び結城工場における社員寮の改修に係るものであります。また重要な固定資産の売却、撤去等についての該当事項はありません。

資金調達については記載すべき重要な事項はありません。

3. 中長期的な経営戦略と対処すべき課題

当社主要顧客である流通小売業界や物流業界を取り巻く環境は大きく変化しており、当社の事業環境や競合環境にも大きな影響を与えています。また、新型コロナウイルスの感染拡大、環境問題、少子高齢化による人手不足など社会情勢の変化も様々な新しい課題を生んでいます。

このような状況の中、当社グループは、持続的かつ安定的な成長を継続するために「中長期経営計画N-ExT 2023」を2019年に策定し、2023年度は本計画の最終年度になります。

本計画の策定時に掲げたコンセプトと基本戦略を堅持し、お客様及び社会の課題を解決し、目指す将来の実現に向けて、以下の取り組みを実施してまいります。

当社は、激しい環境変化を乗り越え、目指す将来の実現に向けて、全社一丸となって改革を進めていく足掛かりとしてロゴマークの一新を発表させていただいております。

(1) ショーケース・倉庫事業

- ・ 保有技術と新技術を融合させた環境・省エネ・省人化に対応した製品・サービスの開発を強化し、顧客の求める付加価値製品・サービスの提供を実現します。
- ・ 顧客の環境変化に対し、問題解決型の提案をスピーディーに実施し、顧客との信頼関係を築き、企業としての評価に繋げてシェア拡大を図ります。

(2) メンテナンス事業

- ・ 事業拡大に必要な投資を行うとともに既存業務の効率化・対応力を強化し、メンテナンス領域の拡大を図り、新規顧客の更なる開拓を目指します。
- ・ 店舗・物流センター向け設備の改善提案・整備提案を強化し、付加価値メンテナンスサービスの提供を通じて新規顧客の更なる開拓を目指します。

(3) 海外事業

- ・ 東南アジア進出の戦略・事業計画の見直しを行い、当初計画からの遅れを取り戻すため、社内体制を強化し、早期の事業確立を目指します。
- ・ 海外事業における製造拠点を担う中国の合弁会社との連携強化を継続していきます。

(4) 人材の確保及び育成の強化

優秀・多様な人材の確保に努めるとともに、人材育成の強化に取り組み、能力を最大限発揮し、成長できる環境を整備していきます。

(5) 人員の適正配置

生産体制の効率化及び業務の効率化を検証し、人員を適正に配置し、事業拡大に向けて社内体制を整備していきます。

(6) 将来的な成長を見据えた投資の実行

- ・ 計画に掲げる3事業の活性化と成長に向けた投資を継続するとともに、新たに発生している課題の解決と将来に向けた投資を計画・実行していきます。
- ・ 最新技術獲得に向けた外部パートナーとの連携強化を進めるとともに、当社グループ環境ビジョンの実現に向け、必要な投資を計画・実行していきます。

(7) 地球環境への取り組み

当社グループでは、2050年を見据えて「2050環境ビジョン」を策定し、温室効果ガスの排出量の実質ゼロを目指します。目標達成に向けた取り組みとして「グリーン冷媒への転換」、「冷媒ガス漏洩防止」、「環境性能の高い製品の開発」、「環境負荷の低減」を推進し、バリューチェーン全体のCO2排出量削減に取り組むことで、持続的な地球環境の維持に貢献していきます。



■ 新コーポレートロゴマークに込めた思い

新しいロゴマークは「伝統と革新の新しい波を」をコンセプトにしており、中野冷機の「N」と「波」がモチーフとなっております。

「波」は激しい環境変化の波を乗り越え、時代に合わせて柔軟に変化していくという当社の決意を表しております。

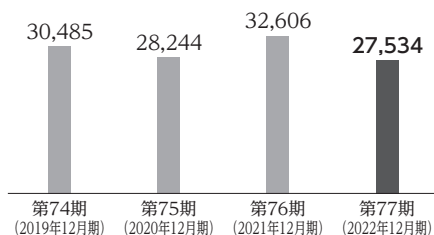
そして時代の流れに乗るだけでなく、当社から「波」を起こしていくという強い意志を持ち、全社一丸となって改革を進めていく足掛かりとして、ロゴマークを一新することとしました。

これまで以上に、安心・安全な食生活のため社会に貢献できるよう努めて参ります。

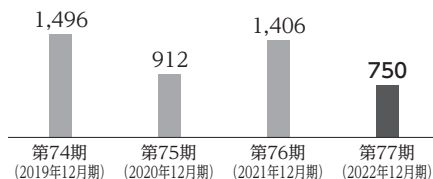
株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

4. 財産及び損益の状況の推移

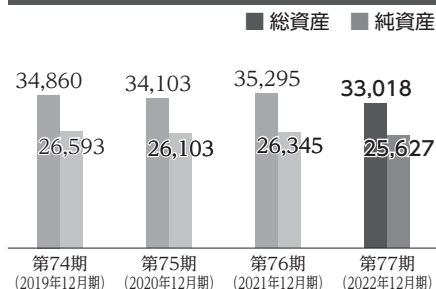
売上高 (単位：百万円)



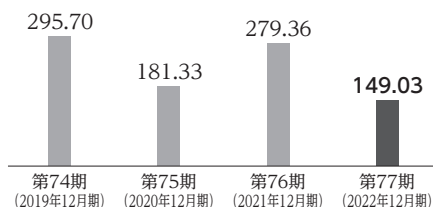
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



区 分	第 7 4 期 (2019年度)	第 7 5 期 (2020年度)	第 7 6 期 (2021年度)	第77期 (当期) (2022年度)
売 上 高 (百万円)	30,485	28,244	32,606	27,534
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,496	912	1,406	750
1株当たり当期純利益 (円)	295.70	181.33	279.36	149.03
総 資 産 (百万円)	34,860	34,103	35,295	33,018
純 資 産 (百万円)	26,593	26,103	26,345	25,627

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第77期の期首から適用しており、第77期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

5. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
上海海立中野冷機有限公司	1,716万米ドル	52%	冷凍・冷蔵ショーケースの製造、販売
株式会社中野冷機神奈川	20百万円	100%	冷凍冷蔵設備機器の施工、保守
大分冷機株式会社	20百万円	100%	冷凍冷蔵設備機器の販売、施工、保守

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(2) 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社であり、当連結会計年度の売上高は275億34百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は7億50百万円です。

6. 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社及び連結子会社3社は食品店舗向けの冷凍・冷蔵ショーケース、冷凍機、冷蔵庫並びに同応用製品の製造、販売及びこれに関連する据付、修理を主要な事業としています。

7. 主要な営業所及び工場（2022年12月31日現在）

当 社	本 社	東京都港区
	支 店 ・ 営 業 所	大 阪（大阪府吹田市） 東 北（岩手県盛岡市）
	サービスステーション	相模原（神奈川県相模原市） 千 葉（千葉県千葉市） 水 戸（茨城県水戸市） いわき（福島県いわき市）
	工 場	結 城（茨城県結城市）
上海海立中野冷機有限公司	本 社 工 場 営 業 所	中華人民共和国
株式会社中野冷機神奈川	本 社	神奈川県横浜市
大分冷機株式会社	本 社	大分県大分市

8. 使用人の状況（2022年12月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数(名)
営業部門	88 (26)
製造部門	480 (138)
管理部門	39 (9)
合計	607 (173)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（企業集団から企業集団外への出向者及び退職者を除く。）であり、臨時及び嘱託雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社の企業集団は、単一セグメントであるため、事業部門別の使用人数を記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
426名	1名(増)	40.0歳	17.0年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者及び退職者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時及び嘱託雇用者の年間平均人員は144名です。

9. 主要な借入先及び借入額（2022年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	150
株式会社三菱UFJ銀行	100

Ⅱ. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,068,000株（自己株式412株含む）
 (3) 株主数 898名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
株 式 会 社 光 通 信	1,489	29.39
中 野 冷 機 取 引 先 持 株 会	316	6.25
光 通 信 株 式 会 社	291	5.76
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	239	4.72
ヤ マ ザ キ ・ シ ー ・ エ ー 株 式 会 社	204	4.03
中 野 誠 子	179	3.54
青 木 由 貴 子	150	2.96
須 藤 勝 美	99	1.97
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	90	1.78
中 野 順 造	88	1.76

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く。）	9,185	2

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	もり 森 田 ひで 英 はる 治	株式会社中野冷機神奈川取締役 大分冷機株式会社取締役
代表取締役社長 執行役員	やま 山 き 木 いさお 功	株式会社中野冷機神奈川取締役 大分冷機株式会社取締役
常務取締役 執行役員	わた 渡 なべ 辺 かつ 克 のり 徳	開発・製造部門担当
取締役 執行役員	くろ 黒 き 木 のぶ 信 ゆき 行	施工・メンテナンス部門長 株式会社中野冷機神奈川取締役
取締役	まめ 豆 なり 成 かつ 勝 ひろ 博	一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会参 与
取締役	たか 高 き 木 のぶ 伸 ゆき 行	株式会社ロッテ非常勤顧問 株式会社C&Fロジホールディングス社外取締役 (監査等委員) 株式会社エラン社外取締役(監査等委員)
取締役	みず 水 かみ 上 ひろし 洋	水上法律事務所代表 エレマテック株式会社社外監査役 株式会社三栄コーポレーション社外取締役(監査 等委員) GMOグローバルサイン・ホールディングス株式 会社社外取締役(監査等委員)
取締役	ぎ 儀 どう 同 こう 康	株式会社光通信常務取締役管理本部長
常勤監査役	やま 山 した 下 まさ 正 ひこ 彦	
監査役	やま 山 だ 田 せつ 攝 こ 子	山田法律事務所代表 太平電業株式会社社外監査役
監査役	もり 森 ひで 秀 ふみ 文	森秀文税理士事務所代表 株式会社東京エネシス社外取締役(監査等委員)
監査役	すぎ 杉 た 田 ゆき 雪 え 絵	杉田公認会計士事務所代表 株式会社みおぎアドバイザリー代表取締役

- (注) 1. 取締役豆成勝博氏、高木伸行氏、水上洋氏、儀同康氏は、社外取締役であります。
2. 上記監査役4名のうち、山田攝子氏、森秀文氏、杉田雪絵氏は社外監査役であります。

3. 監査役のうち、山田攝子氏は弁護士の資格を有しており、専門的見地から適切な助言及び監査を遂行しております。
4. 監査役のうち、森秀文氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役のうち、杉田雪絵氏は公認会計士の資格を有しており、専門的な知識と豊富な経験・知見から適切な助言及び監査を遂行しております。
6. 当社は、取締役豆成勝博氏、高木伸行氏及び水上洋氏並びに監査役山田攝子氏、森秀文氏及び杉田雪絵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である当社取締役（社外含む）、監査役（社外含む）、執行役員、会社法上の会計参与、支配人その他の重要な使用人（管理職従業員）、社外派遣役員及び日本国内子会社の役員がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用を補填することとしており、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。

(5) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
坪井 定雄 つばい きた お 雄	2022年3月25日	任期満了	代表取締役専務執行役員 製造部門担当
柳 健二 やなぎ けん じ	2022年3月25日	任期満了	常務取締役執行役員 メンテナンス部門長
須藤 森義 す とう もり よし 義	2022年3月25日	辞任	常勤監査役

(6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ 個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社では、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しております。当社は「取締役報酬の決定に関する方針」について、本委員会への諮問・答申を経て、取締役会の決議により定めております。当事業年度において、任意の指名・報酬委員会を1回開催し、業績連動報酬制度の報酬の水準等について審議のうえ、その結果を取締役に答申しています。取締役会では、同委員会の答申を受け、業績連動報酬制度の報酬額を決議しております。

ロ 決定方針の内容の概要

当社では、取締役の報酬は、当社の企業価値向上への意欲を高め、株主価値の増大に資する目的で、各人の役位、担当業務に応じた職責、会社・個人業績、経営環境、社会情勢などを考慮のうえで決定する方針としております。取締役の報酬は、役位別の固定報酬とインセンティブ報酬により構成され、固定報酬は金銭報酬、インセンティブ報酬は株式報酬であります。金銭報酬は1985年3月27日開催の第39回定時株主総会においてご承認いただきました報酬の限度額（月額25百万円。ただし、社外取締役の報酬を含み、使用人分給与額は含みません。）以内と決議されており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、株式報酬は2019年3月28日開催の第73回定時株主総会においてご承認いただきました報酬の限度額（3事業年度において合計360百万円）以内と決議されており、当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は9名です。いずれも任意の指名・報酬委員会への報酬水準の妥当性についての諮問・答申を経て、その答申に基づき取締役会で決定しております。

a. 固定報酬

固定報酬は、企業成長を牽引するための資質や能力を十分に発揮し、かつ職責に応えるための報酬として金銭で支払うものとし、外部機関の調査結果を参考に役員別に報酬額を設定しております。

b. インセンティブ報酬

インセンティブ報酬は、短期、長期を設定しており、各人の財務的業績や企業価値向上への貢献など各人の職務遂行状況により決定しております。短期インセンティブ報酬は、当社における経営の重要指標である連結売上高及び連結営業利益の前年の数値に対

する達成状況を評価指標としております。当事業年度における目標は連結売上高32,606百万円、連結営業利益1,939百万円であり、実績は連結売上高27,534百万円、連結営業利益909百万円となっております。長期インセンティブ報酬は、中長期の企業価値向上への動機付けを確保するため、「中長期経営計画N-ExT 2023」に掲げた連結売上高及び連結営業利益に対する達成状況を評価指標としております。当事業年度における目標は連結売上高31,933百万円、連結営業利益2,498百万円であり、実績は連結売上高27,534百万円、連結営業利益909百万円となっております。インセンティブ報酬である株式報酬は、取締役（執行役員を含み、社外取締役を除きます。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、株式交付信託を活用し、役位に応じて付与するポイントに基づき、原則として退任時に本信託を通じて当社株式を交付します。報酬の構成比率は、役位ごとに定める標準額を基準とし、固定報酬が65%、短期インセンティブ報酬が10%、長期インセンティブ報酬が25%程度を目安としており、社外取締役の報酬は、独立性確保の観点から、金銭報酬の固定報酬のみとしております。株式報酬制度導入を踏まえた当社の取締役報酬体系及び水準については、外部専門機関等による企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、任意の指名・報酬委員会から妥当である旨の答申を受けております。

ハ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、所定の手続きを経て、任意の指名・報酬委員会の答申を受け、その内容を尊重して決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

取締役の職務の執行を監督する役割を担うことから、固定報酬のみの構成としております。監査役の報酬は、1985年3月27日開催の第39回定時株主総会にてご承認いただきました報酬の限度額（月額5百万円）以内で、監査役の協議により決定しております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬 (株式報酬)	
取締役 (社外取締役を除く)	77,341	77,341	—	6
社外取締役	18,000	18,000	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	12,000	12,000	—	2
社外監査役	12,000	12,000	—	3
合計	119,341	119,341	—	14

- (注) 1. 上記には、無報酬の社外取締役1名を除いております。
 2. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与額は含まれておりません。
 3. 期末日現在の取締役の人数は8名(内社外取締役4名)、監査役の人数は4名(内社外監査役3名)であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役豆成勝博氏は、一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会の参与であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役高木伸行氏は、株式会社ロッテの非常勤顧問、株式会社C&Fロジホールディングスの社外取締役(監査等委員)、株式会社エランの社外取締役(監査等委員)であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役水上洋氏は、水上法律事務所の代表であり、エレマテック株式会社の社外監査役、株式会社三栄コーポレーションの社外取締役(監査等委員)、GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役儀同康氏は、株式会社光通信の常務取締役管理本部長を務めております。株式会社光通信は2022年12月31日現在、当社の発行済株式数(自己株式を除く。)の29.39%を保有しております。また、議決権の所有割合は29.42%となり、その他の関係会社になります。

監査役山田攝子氏は、山田法律事務所の代表であり、太平電業株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査役森秀文氏は、森秀文税理士事務所の代表であり、株式会社東京エネシスの社外取締役(監査等委員)であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査役杉田雪絵氏は、杉田公認会計士事務所の代表であり、株式会社みおぎアドバイザーの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

(2) 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取 締 役 会		監 査 役 会	
		出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
取 締 役	豆 成 勝 博	14回	100%	—	—
取 締 役	高 木 伸 行	14回	100%	—	—
取 締 役	水 上 洋	13回	92.8%	—	—
取 締 役	儀 同 康	11回	78.5%	—	—
監 査 役	山 田 攝 子	11回	78.5%	12回	92.3%
監 査 役	森 秀 文	14回	100%	13回	100%
監 査 役	杉 田 雪 絵	14回	100%	13回	100%

(注)上記のほか、取締役会において、書面決議を1回行っております。

(3) 取締役会及び監査役会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

取締役豆成勝博氏は、他社の代表取締役としての経験及び知見に基づき、議案、審議全般において必要な発言、助言を適宜行っております。

取締役高木伸行氏は、証券会社での様々な職務で培った経験及び知見に基づき、議案、審議全般において必要な発言、助言を適宜行っております。

取締役水上洋氏は、弁護士としての経歴を通じて、企業法務に関する高度な専門知識と豊富な法曹経験及び知見に基づき、議案、審議全般において必要な発言、助言を適宜行っております。

取締役儀同康氏は、他社の取締役としての経験及び知見、当社株主の視点に基づき、議案、審議全般において必要な発言、助言を適宜行っております。

監査役山田攝子氏は、主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地から必要に応じ、質問、提言等を適宜行っております。

監査役森秀文氏は、税理士の資格を有する者としての専門的見地から必要に応じ、質問、提言等を適宜行っております。

監査役杉田雪絵氏は、公認会計士として培われた専門的な知識と豊富な経験・知見から必要に応じ、質問、提言等を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

太陽有限責任監査法人 26,700千円

- ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

太陽有限責任監査法人 26,700千円

- ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

太陽有限責任監査法人 26,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。その他、会計監査人の会社法等関連法令違反や、職務の執行状況等を総合的に判断して、会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを請求します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 子会社の会計監査人の状況

当社の子会社のうち、上海海立中野冷機有限公司につきましては、中国の法令等に基づき致同会計師事務所による会計監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

I. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が適法に行われるための社内諸規程（職務権限規程、職務分掌規程、稟議規程、内部通報規程、特定及び個人情報管理規程、経理規程、販売管理規程、デリバティブ取引管理規程、購買・外注管理規程、固定資産管理規程、安全衛生管理規則、防火管理規程、ISO9001：2015業務品質マニュアル等）に行動基準が定められており、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）は、これらを遵守することによりコンプライアンス体制を確保します。

内部監査室、管理部門は、当社グループの使用人の職務の執行に関して、連携して社内諸規程の適法性や遵守されているかを適時調査し、問題点があれば取締役会に報告します。取締役会は、社内諸規程の運営体制を常に監視し、問題点の把握や制度の見直し改定を行います。

監査役は、当社グループの取締役の職務の執行を適時調査し、問題があれば取締役会に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、人事情報は管理部門で保存・管理する他、その他職務分掌規程に定める各取締役の職務執行に係る情報は、法令及び文書管理規程に従い保存・管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、製品の品質や顧客に係るリスク対応としてISO9001：2015による品質管理を行っています。また、社内各業務プロセスから生じるリスク対応は、社内諸規程に定められており、当社グループは、これらを遵守徹底することによりリスク管理体制を確保します。

また、複数の法律事務所、特許事務所と顧問契約を結び、リスク発生可能性案件については、事前相談により、法律上のリスクを回避する体制をとります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会で経営に関する重要事項について審議・決定する他、取締役会付議基準、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程に詳細に執行すべき職務内容が定められており、当社グループは、これを遵守することにより取締役の効率的な職務執行体制を確保します。

また、複数の部門にまたがる継続的かつ専門性の高い重要な経営テーマに関しては、経営企画室が、委員会を定期的に開催し、関係取締役及び所管管理者を集め合議をもって問題の解決にあたることで取締役の職務執行の効率化を確保します。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の取締役を子会社の取締役又は監査役として派遣します。取締役は子会社の取締役の業務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行を監査します。その結果は、適時取締役会に報告されます。

また、当社管理部門は、子会社取締役から経営状況を適時聴取する他、月次決算書類から会計処理、資金運用等が適正に行われているかを検証し、当社監査役に報告します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社には、現在、監査役の職務を補助する使用人はいませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置します。

当社は補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役補助業務を遂行するものとします。

また、当該使用人の任命・評価・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の承認を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。

(7) 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び報告者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、取締役会の他、経営上重要な事項を合議・決定していく各種委員会に出席し、報告を受ける体制とします。

当社グループの取締役及び使用人は、業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告します。なお、監査役への報告者及び内部通報者に対しては、内部通報規程に不利益な扱いはしないことを定めております。

(8) 当社の監査役職務の執行について生じる費用の処理に係る方針

当社は、当社の監査役がその職務執行について、費用の前払又は償還等を請求したときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の代表取締役と適時意見交換を行い、業務執行状況の確認や相互理解を図り、監査精度の向上に努めております。また、各取締役に対しては、個別に業務執行状況を確認しております。会計監査人からは、会計監査の方針及び内容について説明を受ける他、意見及び情報の交換を行うなど連携を図っております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「企業行動憲章」において、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針として定め、社内への周知を図っております。

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に沿った体制の整備を行っており、平素から警察当局や顧問弁護士等外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、断固として不当な要求を排除することとしております。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における主な実施状況は、次のとおりであります。

1. 取締役会において、法令や定款等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から社内諸規程の見直しを行うとともに、新たな社内規程を審議・制定いたしました。
2. 監査役会において、監査方針及び監査計画を協議決定し、重要な社内会議・委員会への出席、業務及び財産の状況及び取締役の業務執行の監査、法令や定款等の遵守状況について監査いたしました。
3. 業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制の有効性に係る評価を実施いたしました。
4. コンプライアンス体制や定款、規定上の問題の有無、各部門のリスク管理状況を把握するため、内部監査計画に基づき当社の業務について監査を実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、連結配当性向について年間100%を目標として掲げたうえで、連結業績、将来の業績見通し、事業計画に基づく投資余力・資金需要、内部留保の適切な水準などを総合的に勘案しつつ、配当金額を算出することを当社の株主に対する利益還元の基本方針としております。

当社は、毎年12月31日を基準日として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,003,586	流 動 負 債	4,122,420
現金及び預金	15,232,270	支払手形及び買掛金	1,875,701
受取手形、売掛金及び契約資産	4,737,584	契 約 負 債	490,644
電子記録債権	205,596	短 期 借 入 金	250,000
商品及び製品	1,312,494	未 払 費 用	653,633
仕 掛 品	425,080	未 払 法 人 税 等	29,946
原材料及び貯蔵品	1,694,436	未 払 消 費 税 等	111,965
そ の 他	396,122	賞 与 引 当 金	79,359
貸倒引当金	△0	製 品 保 証 引 当 金	56,360
		工 事 損 失 引 当 金	336,888
		そ の 他	237,921
固 定 資 産	9,014,578	固 定 負 債	3,268,002
有 形 固 定 資 産	3,430,646	繰 延 税 金 負 債	2,624
建物及び構築物	1,240,112	役 員 退 職 慰 勞 未 払 金	87,526
機械装置及び運搬具	848,351	役 員 株 式 給 付 引 当 金	187,847
土 地	1,131,921	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,497,183
建 設 仮 勘 定	101,118	資 産 除 去 債 務	26,173
そ の 他	109,142	そ の 他	466,647
無 形 固 定 資 産	777,468	負 債 合 計	7,390,422
土地使用権	222,389	純 資 産 の 部	
そ の 他	555,078	株 主 資 本	22,768,429
投資その他の資産	4,806,462	資 本 金	822,650
投資有価証券	3,251,138	資 本 剰 余 金	522,058
繰延税金資産	753,753	利 益 剰 余 金	21,731,171
そ の 他	825,084	自 己 株 式	△307,451
貸倒引当金	△23,513	その他の包括利益累計額	1,320,853
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	764,665
		為 替 換 算 調 整 勘 定	556,188
		非 支 配 株 主 持 分	1,538,458
資 産 合 計	33,018,164	純 資 産 合 計	25,627,741
		負債・純資産合計	33,018,164

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		27,534,315
売上原価		24,648,313
売上総利益		2,886,002
販売費及び一般管理費		1,976,601
営業利益		909,400
営業外収益		
受取利息	45,699	
受取配当金	42,631	
保険配当金	3,548	
受取地代家賃	2,434	
その他営業外収益	14,789	109,102
営業外費用		
支払利息	6,661	
為替差損	328	6,990
経常利益		1,011,513
特別損失		
固定資産除却損	634	634
税金等調整前当期純利益		1,010,879
法人税、住民税及び事業税	262,808	
法人税等調整額	62,304	325,113
当期純利益		685,766
非支配株主に帰属する当期純損失		△64,525
親会社株主に帰属する当期純利益		750,291

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	822,650	522,058	22,488,568	△235,987	23,597,289
会計方針の変更による累積的影響額			△88,728		△88,728
会計方針の変更を反映した当期首残高	822,650	522,058	22,399,840	△235,987	23,508,561
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,418,959		△1,418,959
役 員 株 式 報 酬				62,860	62,860
親会社株主に帰属する当期純利益			750,291		750,291
自 己 株 式 の 取 得				△134,324	△134,324
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△668,668	△71,463	△740,132
当 期 末 残 高	822,650	522,058	21,731,171	△307,451	22,768,429

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	746,504	459,456	1,205,961	1,542,531	26,345,782
会計方針の変更による累積的影響額					△88,728
会計方針の変更を反映した当期首残高	746,504	459,456	1,205,961	1,542,531	26,257,054
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△1,418,959
役 員 株 式 報 酬					62,860
親会社株主に帰属する当期純利益					750,291
自 己 株 式 の 取 得					△134,324
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	18,160	96,731	114,891	△4,072	110,819
連結会計年度中の変動額合計	18,160	96,731	114,891	△4,072	△629,313
当 期 末 残 高	764,665	556,188	1,320,853	1,538,458	25,627,741

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1-1 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 上海海立中野冷機有限公司
株式会社中野冷機神奈川
大分冷機株式会社

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

1-2 持分法の適用に関する事項

該当する関連会社はありません。

1-3 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

1-4 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法（半成工事は個別法による原価法）（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

- ・当社、株式会社中野冷機神奈川及び大分冷機株式会社

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

- ・上海海立中野冷機有限公司 定額法
- ・主な耐用年数
 - 建物及び構築物 5 ～ 50年
 - 機械装置及び運搬具 4 ～ 9年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当社、株式会社中野冷機神奈川及び大分冷機株式会社は支給見込額基準に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金

製品及び工事の保証規定に基づく費用支出に備えるため、売上高に対する過年度の発生率を基準にした金額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注物件の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持受注物件のうち、翌連結会計年度以降に損失発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることができる物件について、その損失見込額を計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づき取締役（社外取締役を除く。）への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式の交付見込額に基づき計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異はその発生年度において一括処理しております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

株式会社中野冷機神奈川は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 支払利息に関する会計処理

連結子会社3社のうち上海海立中野冷機有限公司は、有形固定資産の取得に要する借入金の支払利息で稼働前の期間に属するものについては、取得原価に算入しております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ 工事請負契約に係る収益認識

当社及び連結子会社が、主として営んでいるショーケースや冷凍機等の設置工事業、物流センター等の冷凍・冷蔵設備設置工事業は、工事請負契約による顧客との合意により定められた仕様等に基づき、設備工事を完成させ、引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり充足される取引であるため、進捗度を合理的に測定できる場合に限り、履行義務の充足につれて進捗度を測定して収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合によるインプット法を採用しております。進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、合理的に見積もることができるようになるまで、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事請負契約につきましては、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ ショーケース、冷凍機及び機材等の販売に係る収益認識

当社及び連結子会社は、ショーケース、冷凍機及び機材等（以下、「製品等」という。）の販売に係る契約については製品等を顧客に供給する義務を負っております。当該履行義務につきましても、納品・検収等により、顧客が財に対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。なお、製品等の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

ハ 延長保証サービス等の提供に係る収益認識

当社及び連結子会社は、ショーケースや冷凍機等設備、物流センター等の冷凍・冷蔵設備について、一部の顧客との間で延長保証サービス契約を締結しており、当該契約に基づき一定の期間にわたってサービスを提供する義務を負っております。このようなサービスの提供については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、延長保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。なお、設備とサービスを一体として顧客と契約している場合には、それぞれを別個の履行義務として取り扱い、延長保証期間を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。取引の対価は前受にて受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ニ 修理サービス等の提供に係る収益認識

当社及び連結子会社は、ショーケースや冷凍機等設備、物流センター等の冷凍・冷蔵設備について、修理サービスを提供しております。顧客から設備の修理依頼の連絡があり、受諾した時点で修理サービスを提供する義務が生じます。このようなサービスの提供については、顧客が設備の修理を検収した時点をもって収益を認識しております。

ホ 定期点検保守サービスの提供に係る収益認識

当社は一部の顧客との間で引渡し後、有償にて定期点検を行う契約を締結しており、定期的に点検を行うというサービスを顧客に提供する義務を負っております。このようなサービスの提供については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約の一定の期間に均等按分し、収益を認識しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、並びに収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である国内販売の場合、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

ショーケースや冷凍機の販売、工事請負契約に関する収益の認識単位につきましては、従来は、顧客との契約を単一契約と認識し、収益を認識しておりましたが、一部の顧客との間では長期にわたる製品保証サービスを提供しておりますので、当該サービスを別個の履行義務として識別し、独立販売価格の比率に基づき配分したうえで、保証の期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

工事請負契約につきましては、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合によるインプット法を採用しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事請負契約につきましては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号)第95項に定める代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

当社が実質的に買戻し義務を負っていると判断される有償支給取引につきましては、従来は、有償支給した支給品について棚卸資産の消滅を認識していましたが、棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高については「有償支給取引に係る負債」を認識し、流動負債に含めております。

さらに、従来は、営業外費用に計上していた売上割引については、顧客に支払われる対価として売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は17,367千円増加し、営業利益は16,774千円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ18,793千円増加しております。また、1株当たり当期純利益金額は2円53銭増加しております。なお、利益剰余金の当期首残高は88,728千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していました「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。「流動負債」の「その他」に含めて表示していました「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

3-1 工事請負契約におけるインプット法による売上高

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 528,554千円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ショーケースや冷凍機等の設置工事業、物流センター等の冷凍・冷蔵設備設置工事業に係る工事請負契約は、顧客との合意により定められた仕様等に基づき、設備工事を完成させ、引渡しを行う義務を負っており、当該履行義務は、一定の期間にわたり充足される取引であるため、進捗度を合理的に測定できる場合に限り、履行義務の充足につれて進捗度を測定して収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、工事原価総額に対する発生原価の割合によるインプット法を採用しております。

見積総費用は、契約ごとに当該工事請負契約の契約内容に基づいて算定しております。工事請負契約は、顧客からの契約仕様の変更要求や当初見積りに対する原価の増加や当初想定していない事象の発生による原価の変動など、工事の進行途中の環境の変化によって見積総費用が変動することがあります。その見積総費用の変動により、収益認識時期が変わる可能性があります。

3-2 工事損失引当金

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 336,888千円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは受注物件の損失発生に備えるため、手持物件のうち将来損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる物件について、その損失見込み額を工事損失引当金として計上しております。工事損失引当金は見積り特有の不確実性があるため、工事竣工までの仕様変更や原材料価格の高騰などのため見積りの前提が変わり、不採算工事が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

5-1 担保に供している資産

① 建物及び構築物	58,064千円
② 土地	570,869千円

なお、担保に対応する債務の金額は、短期借入金150,000千円であります。

5-2 有形固定資産の減価償却累計額 8,435,266千円

5-3 顧客との契約から生じた債権及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

受取手形	84,367千円
売掛金	4,257,862千円
契約資産	395,353千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

6-1 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,068,000株

6-2 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月25日 定時株主総会	普通株式	1,418,959	280	2021年12月31日	2022年3月28日

(注) 配当金の総額には、役員株式交付信託が保有する当社株式34,400株に対する配当金9,632千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当金額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	760,138	利益剰余金	150	2022年12月31日	2023年3月30日

(注) 配当金の総額には、配当受領の権利確定日において役員株式交付信託が保有する当社株式46,900株に対する配当金7,035千円が含まれております。

6-3 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

7-1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスク、あるいは外貨建資産の購入時・売却時及び外貨建負債の発生時・支払時の為替レートを事前に確定する目的、及び為替変動による損失を一定範囲に限定する等、為替リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権並びに長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先毎かつ受注物件毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を每期把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、每期取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に銀行との取引関係を維持するためのものであります。

営業債務や借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されていますが、各部署からの報告に基づき経理部が定期的に資金繰計画を作成しております。また、現段階では手許流動性が売上高の約6ヶ月分あり、当面、流動性リスクが顕在化することはないと判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び長期貸付金について、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

7-2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (※ 2)	1,741,894	1,741,894	—
(2) 長期預金 (「その他」)	572,970	572,970	—
(3) 長期貸付金 (「その他」) (※ 3)	187,578	179,463	△8,114
資産計	2,502,443	2,494,328	△8,114

(※ 1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,503,743
ゴルフ会員権	5,500

(※ 3) 長期貸付金には、流動資産の「その他」に含めて表示している1年以内回収予定の長期貸付金を含めております。

(※4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年 以内(千円)	5年超10年 以内(千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	15,232,270	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約 資産	4,737,584	—	—	—
電子記録債権	205,596	—	—	—
長期預金(「その他」)	—	572,970	—	—
長期貸付金(「その他」)	13,654	55,724	72,209	45,990
合計	20,189,106	628,694	72,209	45,990

7-3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定にかかるインプットを使用して算定した場合

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合は、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,741,894	—	—	1,741,894
資産計	1,741,894	—	—	1,741,894

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	－	572,970	－	572,970
長期貸付金	－	179,463	－	179,463
資産計	－	752,433	－	752,433

(注) 時価の算定に用いた評価法及び時価の算定にかかわるインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期預金

長期預金は、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付けを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

9-1 顧客との契約から生じた収益を分解した情報

収益区分	売上高(千円)
ショーケース・倉庫事業	21,151,022
メンテナンス事業	4,796,951
海外事業	1,586,341
合計	27,534,315

9-2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ③ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9-3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当該連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	4,967,061
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	4,547,827
契約資産 (期首残高)	90,539
契約資産 (期末残高)	395,353
契約負債 (期首残高)	793,881
契約負債 (期末残高)	490,644

契約資産は、主に物流センター等の冷凍・冷蔵設備設置工事に係る顧客との工事請負契約について、工事の進行により期末日時点で履行義務を充足されたものに係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事請負契約に関する対価は、契約内容に従い概ね履行義務の進捗に応じて段階的に、または工事が完了し引き渡しを行った時点で請求し、受領しております。

契約負債は、工事請負契約に基づき顧客から受領した前受金、ショーケースや冷凍機等の延長保証サービスに係る契約に基づき受領した前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において、契約資産が304,814千円増加した主な要因は主に物流センター等の冷凍・冷蔵設備設置工事に係る顧客との工事請負契約によるものであります。また、当連結会計年度において、契約負債が303,237千円減少した主な要因は収益の認識に伴い取り崩されたものであります。

過去の期間に充足した（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に取引価格の変動）は、重要性がないため記載しておりません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益に認識が見込まれる期間は以下の通りであります。

	当連結会計年度 (千円)
1年以内	4,038,972
2年以内	3,927
3年以内	3,642
4年以内	3,400
5年以内	3,200
6年以上	1,231

10. 1株当たり情報に関する注記

10-1 1株当たり純資産額 4,798円29銭

10-2 1株当たり当期純利益 149円03銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月10日

中野冷機株式会社
取締役会

御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本浩巳
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋康之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中野冷機株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中野冷機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	19,683,686	流動負債	3,230,345
現金及び預金	12,575,902	買掛金	1,312,293
受取手形	53,419	契約負債	394,253
電子記録債権	187,666	短期借入金	250,000
売掛金	3,563,589	未払費用	35,223
約束手形	338,094	未払法人税等	477,169
商品及び製品	940,845	未払消費税	21,216
仕掛品	400,098	未払引当金	101,231
材料及び貯蔵品	1,429,905	賞与引当金	125,918
前払費用	20,727	製品損失引当金	71,392
未収入金	148,228	工事損失引当金	49,028
その他引当金	25,206	その他負債	336,888
倒引当金	△0	固定負債	3,175,282
固定資産	8,798,211	退職給付引当金	2,467,830
有形固定資産	2,713,899	役員退職慰労未払金	87,526
建物	951,346	役員株式除去引当金	187,847
構築物	63,765	資産除却保証金	26,173
機械及び装置	646,001	長期預りの	384,760
車両運搬具	6,387	その他	21,143
土工器具備品	77,900	負債合計	6,405,628
建設仮勘定	886,248	純資産の部	
無形固定資産	82,249	株主資本	21,311,604
ソフトウェア	164,121	資本剰余金	822,650
その他	390,282	資本準備金	522,058
投資その他の資産	5,529,908	資本準備金	522,058
投資有価証券	3,251,138	利益剰余金	20,274,346
関係会社株	432,058	利益準備金	205,662
関係会社出資	916,716	その他利益剰余金	20,068,684
繰延税金資産	711,664	買換資産圧縮積立	123,162
差入保証金	43,218	別途積立金	17,064,000
その他引当金	175,112	繰越利益剰余金	2,881,522
倒引当金	△0	自己株式	△307,451
資産合計	28,481,897	評価・換算差額等	764,665
		その他有価証券評価差額金	764,665
		純資産合計	22,076,269
		負債・純資産合計	28,481,897

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		25,550,206
売上原価		22,916,500
売上総利益		2,633,706
販売費及び一般管理費		1,609,200
営業利益		1,024,505
営業外収益		
受取利息	1,807	
受取配当金	73,428	
保険配当金	2,908	
為替差益	3,161	
受取地代家賃	1,725	
雑収入	6,743	89,773
営業外費用		
支払利息	6,661	6,661
経常利益		1,107,618
特別損失		
固定資産除却損	549	549
税引前当期純利益		1,107,068
法人税、住民税及び事業税	257,926	
法人税等調整額	59,434	317,361
当期純利益		789,707

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計		
				買換資産 圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	822,650	522,058	522,058	205,662	126,123	17,064,000	3,596,541	20,992,327	△235,987	22,101,048
会計方針の変更による累積的影響額							△88,728	△88,728		△88,728
会計方針の変更を反映した当期首残高	822,650	522,058	522,058	205,662	126,123	17,064,000	3,507,813	20,903,599	△235,987	22,012,320
事業年度中の変動額										
買換資産圧縮 積立金の取崩					△2,961		2,961	-		-
剰余金の配当							△1,418,959	△1,418,959		△1,418,959
役員株式報酬									62,860	62,860
当期純利益							789,707	789,707		789,707
自己株式の取得									△134,324	△134,324
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△2,961	-	△626,291	△629,252	△71,463	△700,716
当 期 末 残 高	822,650	522,058	522,058	205,662	123,162	17,064,000	2,881,522	20,274,346	△307,451	21,311,604

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	746,504	746,504	22,847,553
会計方針の変更による累積的影響額			△88,728
会計方針の変更を反映した当期首残高	746,504	746,504	22,758,825
事業年度中の変動額			
買換資産圧縮 積立金の取崩			-
剰余金の配当			△1,418,959
役員株式報酬			62,860
当期純利益			789,707
自己株式の取得			△134,324
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	18,160	18,160	18,160
事業年度中の変動額合計	18,160	18,160	△682,555
当 期 末 残 高	764,665	764,665	22,076,269

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法（半成工事は個別法による原価法）（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物 5 ～ 50年

機械装置 9年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金 製品及び工事の保証規定に基づく費用支出に備えるため、売上高に対する過年度の発生率を基準にした金額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- イ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生年度において一括処理しております。
- ⑤ 工事損失引当金 受注物件の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持受注物件のうち、翌事業年度以降に損失発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることができる物件について、その損失見込額を計上しております。
- ⑥ 役員株式給付引当金 株式交付規程に基づき取締役（社外取締役を除く。）への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式の交付見込額に基づき計上しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ 工事請負契約に係る収益認識

当社が、主として営んでいるショーケースや冷凍機等の設置工事業、物流センター等の冷凍・冷蔵設備設置工事業は、工事請負契約による顧客との合意により定められた仕様等に基づき、設備工事を完成させ、引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり充足される取引であるため、進捗度を合理的に測定できる場合に限り、履行義務の充足につれて進捗度を測定して収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合によるインプット法を採用しております。進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、合理的に見積もることができるようになるまで、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事請負契約につきましては、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ ショーケース、冷凍機及び機材等の販売に係る収益認識

当社は、ショーケース、冷凍機及び機材等（以下、「製品等」という。）の販売に係る契約については製品等を顧客に供給する義務を負っております。当該履行義務につきましては、納品・検収等により、顧客が財に対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。なお、製品等の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の間である場合には、代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

ハ 延長保証サービス等の提供に係る収益認識

当社は、ショーケースや冷凍機等設備、物流センター等の冷凍・冷蔵設備について、一部の顧客との間で延長保証サービス契約を締結しており、当該契約に基づき一定の期間にわたってサービスを提供する義務を負っております。このようなサービスの提供については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、延長保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。なお、設備とサービスを一体として顧客と契約している場合には、それぞれを別個の履行義務として取り扱い、延長保証期間を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。取引の対価は前受にて受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ニ 修理サービス等の提供に係る収益認識

当社は、ショーケースや冷凍機等設備、物流センター等の冷凍・冷蔵設備について、修理サービスを提供しております。顧客から設備の修理依頼の連絡があり、受諾した時点で修理サービスを提供する義務が生じます。このようなサービスの提供については、顧客が設備の修理を検収した時点をもって収益を認識しております。

ホ 定期点検保守サービスの提供に係る収益認識

当社は一部の顧客との間で引渡し後、有償にて定期点検を行う契約を締結しており、定期的に点検を行うというサービスを顧客に提供する義務を負っております。このようなサービスの提供については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約の一定の期間に均等按分し、収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記 (収益認識に関する会計基準)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である国内販売の場合、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

ショーケースや冷凍機の販売、工事請負契約に関する収益の認識単位につきましては、従来は、顧客との契約を単一契約と認識し、収益を認識しておりましたが、一部の顧客との間では長期にわたる製品保証サービスを提供しておりますので、当該サービスを別個の履行義務として識別し、独立販売価格の比率に基づき配分したうえで、保証の期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

工事請負契約につきましては、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合によるインプット法を採用しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事請負契約につきましては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号)第95項に定める代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

当社が実質的に買戻し義務を負っていると判断される有償支給取引につきましては、従来は、有償支給した支給品について棚卸資産の消滅を認識しておりましたが、棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高については「有償支給取引に係る負債」を認識し、流動負債に含めております。

さらに、従来は、営業外費用に計上していた売上割引については、顧客に支払われる対価として売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は17,367千円増加し、営業利益は16,774千円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ18,793千円増加しております。また、1株当たり当期純利益金額は2円53銭増加しております。なお、利益剰余金の当期首残高は88,728千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に含めて表示していました「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

3-1 工事請負契約におけるインプット法による売上高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 368,044千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ショーケースや冷凍機等の設置工事業、物流センター等の冷凍・冷蔵設備設置工事業に係る工事請負契約は、顧客との合意により定められた仕様等に基づき、設備工事を完成させ、引渡しを行う義務を負っており、当該履行義務は、一定の期間にわたり充足される取引であるため、進捗度を合理的に測定できる場合に限り、履行義務の充足につれて進捗度を測定して収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、工事原価総額に対する発生原価の割合によるインプット法を採用しております。

見積総費用は、契約ごとに当該工事請負契約の契約内容に基づいて算定しております。工事請負契約は、顧客からの契約仕様の変更要求や当初見積りに対する原価の増加や当初想定していない事象の発生による原価の変動など、工事の進行途中の環境の変化によって見積総費用が変動することがあります。その見積総費用の変動により、収益認識時期が変わる可能性があります。

3-2 工事損失引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 336,888千円
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は受注物件の損失発生に備えるため、手持物件のうち将来損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる物件について、その損失見込み額を工事損失引当金として計上しております。工事損失引当金は見積り特有の不確実性があるため、工事竣工までの仕様変更や原材料価格の高騰などのため見積りの前提が変わり、不採算工事が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

5-1 担保に供している資産

- ① 建物 58,064千円
② 土地 570,869千円

なお、担保に対応する債務の金額は、短期借入金150,000千円であります。

5-2 有形固定資産の減価償却累計額 5,614,707千円

5-3 区分表示していない関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	3,502千円
短期金銭債務	84,318千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売上高	50,806千円
	仕入高	189,803千円
	外注工事その他	853,540千円
営業取引以外の取引高		31,819千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数 普通株式 47,612株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認	4,831千円
製品保証引当金否認	15,012千円
役員退職慰労未払金否認	26,800千円
役員株式給付引当金否認	57,519千円
退職給付引当金否認	772,174千円
有価証券評価損否認	16,670千円
ゴルフ会員権評価損否認	14,052千円
固定資産評価損否認	99,996千円
工事損失引当金否認	103,155千円
ソフトウェア償却超過額	27,037千円
その他	74,804千円
繰延税金資産小計	1,212,053千円
評価性引当額	△126,348千円
繰延税金資産合計	1,085,705千円
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	△54,356千円
その他有価証券評価差額金	△315,424千円
その他	△4,259千円
繰延税金負債合計	△374,040千円
繰延税金資産純額	711,664千円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引（借主側）

記載すべき重要なリース取引はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	上海海立 中野冷機 有限公司	中華人民 共和国上 海市	17,161 (千米ドル)	冷凍・冷蔵 ショーケー スの製造、 販売	(所有) 直接 52.1	兼任 一 出向 1人	原材料の 相互の輸 入・販売	原材料の 販売 原材料の 仕入 配当金の 受取	764 189,803 30,951	売掛金 未収入金 買掛金	72 1,241 12,927

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

子会社及び関連会社等への販売、委託金額については、市場価格を参考に決定しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

13-1	1株当たり純資産額	4,397円32銭
13-2	1株当たり当期純利益	156円86銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月10日

中野冷機株式会社
取締役会

御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本浩巳
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋康之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中野冷機株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月13日

中野冷機株式会社 監査役会

常勤監査役 山下 正彦 ⑩

監査役 山田 攝子 ⑩
(社外監査役)

監査役 森 秀文 ⑩
(社外監査役)

監査役 杉田 雪絵 ⑩
(社外監査役)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、連結配当性向について年間100%を目標として掲げたうえで、連結業績、将来の業績見通し、事業計画に基づく投資余力・資金需要、内部留保の適切な水準などを総合的に勘案しつつ、配当金額を算出することを当社の株主に対する利益還元の基本方針としております。

第77期の剰余金処分につきましては、この方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金150円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は760,138,200円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山田攝子氏、森秀文氏の2名は任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1

もり 森 ひで ふみ 秀文 (1953年1月18日生)

所有する当社の株式の数…………… 一株

取締役会出席状況…………… 14/14回(100%)

監査役会出席状況…………… 13/13回(100%)

再任

社外

独立

[略歴、地位]

1971年4月	東京国税局採用	2008年7月	東京国税局法人課税課長
2001年7月	東京国税局茂原税務署長	2009年7月	国税庁法人課税課長
2003年7月	東京国税局調査第一部特別国税調査官	2011年7月	高松国税局長
2005年7月	東京国税局調査第四部第56部門統括国税調査官	2013年8月	森秀文税理士事務所設立同代表(現任)
2006年7月	東京国税局企画課長	2015年3月	当社社外監査役就任(現任)
2007年7月	東京国税局審理課長	2020年6月	株式会社東京エネシス社外監査役
		2021年6月	株式会社東京エネシス社外取締役(監査等委員)(現任)

[重要な兼職の状況]

森秀文税理士事務所代表
株式会社東京エネシス社外取締役(監査等委員)

社外監査役候補者とした理由

森秀文氏は、税理士としての高度で専門的な知識と豊富な経験・知見を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
なお、監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって8年となります。

新任

社外

独立

[略歴、地位]

2004年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会所属）	2018年10月	民事調停官（非常勤裁判官）
2004年10月	光和総合法律事務所入所	2019年 2月	寺本法律会計事務所入所（パートナー）（現任）
2016年 6月	シナネンホールディングス株式会社 補欠取締役（監査等委員）（現任）	2019年 6月	池上通信機株式会社社外取締役（現任）
2017年 7月	新樹法律事務所入所（パートナー）		

[重要な兼職の状況]

寺本法律会計事務所（パートナー）
池上通信機株式会社社外取締役

社外監査役候補者とした理由

安田明代氏は、弁護士を現任されており、企業経営の基盤となる会社法に精通されるなど、法曹としての知識と経験を有されております。このことから同氏は社外役員となること以外の方法で過去に直接企業経営に関与された経験はありませんが、高度で専門的な知識と豊富な経験・知見を当社の監査に反映していただけると判断し、新たに社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森秀文氏及び安田明代氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は森秀文氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。なお、森秀文氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、安田明代氏の就任が承認された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、森秀文氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、安田明代氏の就任が承認された場合は、同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合、いずれの監査役も当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

＊ご参考 取締役及び監査役のスキル・マトリックス

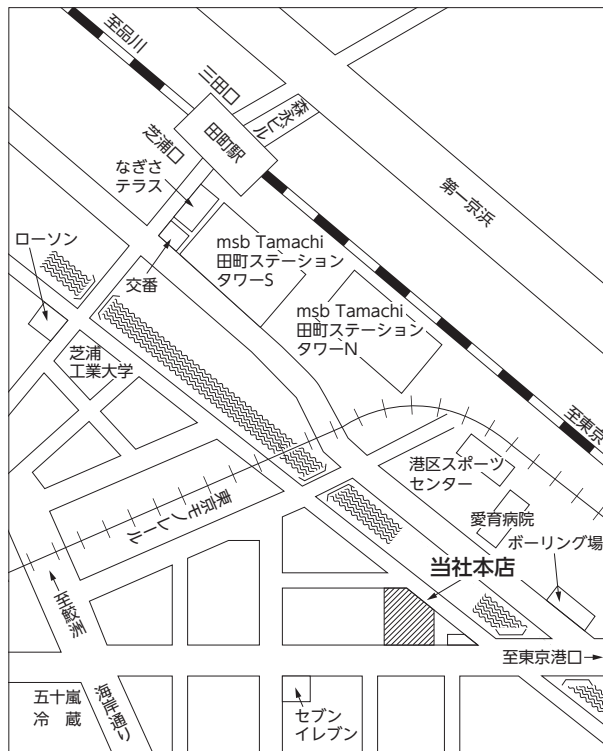
本総会において第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成、並びに各人に特に期待する専門性・バックグラウンド（スキル・マトリックス）は以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は各自が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏名	会社における地位	企業経営 経営戦略	当社事業及 び業界にお ける知識	海外経験 海外知見	製造・研究 開発	ESG (環境・社 会・ガバナ ンス)	財務会計・ 金融	法務・リ スクマネジ メント
もりた ひではる 森田 英治	代表取締役会長	●	●	●				
やまき いさお 山木 功	代表取締役社長 執行役員	●	●	●				
わたなべ かつのり 渡辺 克徳	常務取締役 執行役員	●	●		●			
くろき のぶゆき 黒木 信行	取締 執行役員	●	●					
まめなり かつひろ 豆成 勝博	社外取締 役員	●			●			
たかぎ のぶゆき 高木 伸行	社外取締 役員					●	●	
みずかみ ひろし 水上 洋	社外取締 役員					●		●
ぎどう こう 儀同 康	社外取締 役員	●					●	
やました まさひこ 山下 正彦	常勤監査 役員		●					●
もり ひでふみ 森 秀文	社外監査 役員						●	●
すぎた ゆきえ 杉田 雪絵	社外監査 役員						●	●
やすだ あきよ 安田 明代	社外監査 役員					●		●

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 東京都港区芝浦二丁目15番4号

当社本店 6階会議室

電 話 (03) 3455-1311 (代)

●JR 山 手 線 田町駅下車
京浜東北 線

徒歩約10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。